

苦介第165号  
令和3年4月6日

地域密着型サービス等事業所 各位

苫小牧市福祉部介護福祉課長

### 地域密着型サービス等事業所に係る提出書類の簡素化について（その3）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本市の福祉行政につきまして、御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、令和3年3月30日付け老発0330第1号（介護保険最新情報 vol.955）及び同日付け厚生労働省老健局事務連絡（介護保険最新情報 vol.956）を受け、下記のとおり取り扱いますので、通知します。

#### 記

##### 1 変更届に関する取扱い

###### (1) 運営規程に記載する従業員の員数について

令和3年3月30日付け老発0330第1号通知のとおりとし、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と運営規程に記載することも差し支えないこととします。

なお、当該規定に関する変更届について、本市においては、毎年4月1日を基準日とし、前年同日の運営規程（又は直近に提出した運営規程）と比較して変更があった場合にのみ届出を行うものとします（現況報告書の提出にあわせて、届出を行ってください。）。

###### (2) 変更届の様式及び添付書類について

変更届の様式について、別添のとおり変更します。

また、変更届に必要な添付書類については、別添「(参考) 変更届への標準添付書類一覧」のとおりとしますので、該当する変更事由に応じて提出してください。

###### (3) 変更届の提出が遅延した場合の遅延理由書について

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、介護サービス事業者は10日以内に、その旨を指定権者に届け出なければならないと介護保険法で定められています。

この届出が遅延した場合、本市においては、遅延理由書の提出を求めています。ませんが、遅延した理由を口頭等により必ず報告してください。

## 2 指定申請（新規）に関する取扱い

### (1) 指定申請書の様式及び添付書類について

指定申請書及び添付書類の様式について、別添のとおり変更します。

また、指定申請に必要な添付書類については、別添「(参考) 添付書類一覧 (指定申請時)」のとおりとしますので、指定を受けたいサービスに応じて提出してください。

なお、従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表について、参考様式以外の様式で提出する場合は、別添「(参考) 「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の必要項目一覧」に定める事項を必ず記載してください。

## 3 指定更新申請に関する取扱い

### (1) 指定更新申請書及び添付書類について

指定更新申請書の様式について、別添のとおり変更します。

また、指定更新申請に必要な添付書類については、次のとおりとします。

#### ア 必ず添付する書類

各サービスに係る記載事項 (付表)、誓約書 (参考様式 6)、介護支援専門員一覧表 (参考様式 7)

#### イ 変更があるときに限り添付する書類

別添「(参考) 添付書類一覧 (指定申請時)」に定める添付書類のうち、変更が生じる事項に関する書類 (誓約書及び介護支援専門員一覧表を除く)

## 4 介護サービスと介護予防サービス (第 1 号サービス) の指定を同時に受ける場合の取扱い

### (1) 提出書類について

すでに本市の地域密着型介護サービスの指定を受けており、同一事業所において新たに介護予防サービス (第 1 号サービス) の指定を受けたい場合、市に提出済みの書類で、新たな指定を受けるに当たり変更がないものについては、提出を省略することができるものとします。

また、地域密着型介護サービス及び介護予防サービス (第 1 号サービス) の指定を同時に受けたい場合、記載内容が同一であり、重複する提出書類については、1 部のみの提出で足りるものとします。

### (2) 指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用について

事業所の指定については、介護保険法の規定により、6 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされていますが、これは、指定等の有効期間を規定するものであり、指定等の更新を 6 年未満で行うことを妨げるものではありません。

このため、地域密着型介護サービス及び介護予防サービス (第 1 号サービス) の両方の指定を受けている事業所について、それぞれの指定日が異なる場合には、

いずれかの指定更新にあわせて、同時に指定の更新を行うことができます。

指定日を合わせて更新を行いたい場合は、指定更新の手続を行う際、事前に市に御相談くださいますようお願いいたします。

## 5 実施日

本通知日から実施します。

## 6 その他

(1) 変更後の各様式は、市ホームページからもダウンロード可能です。

ア 地域密着型サービス事業者の指定（更新）について

URL：[https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/jigyosha/shitei/chiiki\\_shitei.html](https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/jigyosha/shitei/chiiki_shitei.html)

イ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定（更新）について

URL：[https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/jigyosha/shitei/sogojigyo\\_download.html](https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/jigyosha/shitei/sogojigyo_download.html)

ウ 地域密着型サービス事業者の指定変更届出書の提出について

URL：[https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/jigyosha/shitei/chiikimitchaku\\_jigyosha-henko-download.html](https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/jigyosha/shitei/chiikimitchaku_jigyosha-henko-download.html)

エ 介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定変更届出書の提出について

URL：[https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/jigyosha/shitei/youshiki\\_sougoujigyo.html](https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/kaigo/jigyosha/shitei/youshiki_sougoujigyo.html)

(2) 実施日以後は、原則として、変更後の様式により届出等を行うものとしませんが、やむを得ず従前の様式を使用する場合は、提出する際にその旨を市に報告してください。

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市福祉部介護福祉課総務係（担当：畑山・佐久間）

TEL 0144-32-6340

FAX 0144-31-4526